

○日高市行政経営審議会条例

平成19年3月23日条例第5号 改正

平成27年6月26日条例第18号

日高市行政経営審議会条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、日高市行政経営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 市の総合的な振興計画の策定に関すること。
- (2) 市の行政改革の推進に係る重要事項に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市の行政経営に係る重要事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市内の公共的団体等に属する者 6人以内
- (2) 知識経験を有する者 4人以内
- (3) 市民 2人以内

3 市長は、前項第5号に掲げる者のうちから委員を委嘱する場合は、公募するものとする。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- (関係者の出席等)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は関係者から資料の提出を求めることができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。
- (日高市振興計画審議会条例等の廃止)
- 2 次に掲げる条例は、廃止する。
- (1) 日高市振興計画審議会条例（昭和46年条例第21号）
- (2) 日高市行政改革推進委員会条例（昭和60年条例第17号）
- (特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和50年条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表中

「振興計画審議会	会長	日額	8,500円
	委員	日額	8,000円
行政改革推進委員会	会長	日額	8,500円
	委員	日額	8,000円

を

「行政経営審議会	会長	日額	8,500円
	委員	日額	8,000円

に改める。

附 則（平成27年6月26日条例第18号）

この条例は、平成27年8月1日から施行する。